

# 厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

(平成18. 3. 6厚生労働省告示第107号 第十の一)

(最終改正:平成28. 3. 31厚生労働省告示第126号)

(追加:平成29. 11. 30追加分まで)

- ◇ インスリン製剤
- ◇ ヒト成長ホルモン剤
- ◇ 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
- ◇ 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
- ◇ 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
- ◇ 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
- ◇ 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤
- ◇ 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
- ◇ 活性化プロトロンビン複合体
- ◇ 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体
- ◇ 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
- ◇ 性腺刺激ホルモン製剤
- ◇ ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體
- ◇ ソマトスタチンアナログ
- ◇ 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
- ◇ 自己連続携行式腹膜灌流用灌流液
- ◇ 在宅中心静脈栄養法用輸液
- ◇ インターフェロンアルファ製剤
- ◇ インターフェロンベータ製剤
- ◇ ブプレノルフィン製剤
- ◇ 抗悪性腫瘍剤
- ◇ グルカゴン製剤
- ◇ グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト
- ◇ ヒトソマトメジン C 製剤
- ◇ 人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る。)
- ◇ 血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)
- ◇ 生理食塩水(在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)
- ◇ プロスタグランジン I2 製剤
- ◇ モルヒネ塩酸塩製剤
- ◇ エタネルセプト製剤
- ◇ 注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)

る。)

- ◇ ペグビソマント製剤
- ◇ スマトリプタン製剤
- ◇ フェンタニルクエン酸塩製剤
- ◇ 複方オキシコドン製剤
- ◇ ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤
- ◇ デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤
- ◇ デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤
- ◇ プロトンポンプ阻害剤
- ◇ H<sub>2</sub> 遮断剤
- ◇ カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤
- ◇ トラネキサム酸製剤
- ◇ フルルビプロフェンアキセチル製剤
- ◇ メクロプラミド製剤
- ◇ プロクロルペラジン製剤
- ◇ ブチルスコポラミン臭化物製剤
- ◇ グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤
- ◇ アダリムマブ製剤
- ◇ エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)
- ◇ ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)
- ◇ テリパラチド製剤
- ◇ アドレナリン製剤
- ◇ ヘパリンカルシウム製剤
- ◇ オキシコドン塩酸塩製剤
- ◇ アポモルヒネ塩酸塩製剤
- ◇ セルトリズマブペゴル製剤
- ◇ トシリズマブ製剤
- ◇ メトレレプチン製剤
- ◇ アバタセプト製剤
- ◇ pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤
- ◇ 電解質製剤
- ◇ 注射用抗菌薬
- ◇ エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。)
- ◇ アスホターゼ アルファ製剤
- ◇ グラチラマー酢酸塩製剤
- ◇ 脂肪乳剤
- ◇ セクキヌマブ製剤
- ◇ エボロクマブ製剤

- ◇ ブロダルマブ製剤
- ◇ アリロクマブ製剤
- ◇ ベリムマブ製剤
- ◇ イキセキズマブ製剤
- ◇ **ゴリムマブ製剤(平成30年3月5日に追加)**